

28川監公第11号

平成28年11月10日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年3月10日付け28川監公第4号及び28川監公第5号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長、川崎市選挙管理委員会委員長、川崎市代表監査委員及び川崎市人事委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
---------	---	---	---	---

同	植	村	京	子
---	---	---	---	---

同	坂	本		茂
---	---	---	--	---

同	織	田	勝	久
---	---	---	---	---

28川総行革第463号

平成28年9月30日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 植村 京子 様

同 坂本 茂 様

同 織田 勝久 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年3月25日付け28川監報第4号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成 27 年度定期監査結果に対する措置状況

1 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則（平成 7 年規則第 10 号）第 23 条第 1 項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第 25 条によると支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、適正な処理を行うよう、課内会議等により関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な手続に努めます。

（環境局生活環境部減量推進課、同収集計画課、同廃棄物指導課、施設部浮島処理センター、まちづくり局総務部企画課、市街地整備部地域整備推進課、住宅政策部住宅整備推進課、同市営住宅管理課、施設整備部施設計画課、消防局総務部庶務課、同人事課、同施設装備課）

[指摘の要旨]

また、相当長期間（6 か月以上）にわたり予算執行伺を作成していなかった事例については、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項については、適正に予算執行伺を作成するよう事務を改善しました。

今後は適正な手続に努めます。

(環境局環境対策部水質環境課)

2 物品購入の契約手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）第4条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年訓令第8号）第5条第1項によると、定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。しかしながら一括して発注すべき物品購入について分割して起案し、所管する部署で契約していた事例があった。

契約手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、通知により、適正な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約手続に努めます。

(環境局生活環境部川崎生活環境事業所)

3 市営住宅敷地の管理を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

行政財産は、市の行政執行の物的手段として行政目的の効果的達成のために利用されるべきものであり、地方自治法第238条の4第1項によると、行政財産は原則として貸し付け等を行うことができないとされている。

行政財産である市営住宅敷地の状況を抽出してみたところ、明石穂市営住宅、上作延市営住宅及び有馬第2市営住宅において敷地が不法に使用され、植物の栽培並びに柵及び小屋の設置が行われている事例があった。

このことについては、まちづくり局においても状況を把握しており、指導等を

行っているところではあるが、改善には至っていない。

引き続き指導等の取組を継続するとともに、市営住宅敷地の管理を適切に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、上作延市営住宅については、引き続き指導を行うとともに適切な管理のあり方を検討します。明石穂市営住宅及び有馬第2市営住宅については、自治会を通して自助努力による問題解消を行うよう指導を継続します。

今後も、適切な市営住宅敷地の管理に努めます。

(まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課)

4 固定資産の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

病院局では、川崎市病院局会計規程（平成17年病院局規程第36号）に基づき、固定資産台帳を備え固定資産の管理を行っている。

固定資産の管理状況について抽出してみたところ、既に廃棄したものの除却手続を行っていなかった事例及び所在不明となっていた事例があった。

また、病院局の定期的な調査の結果においても、抽出して確認した事例以外に所在不明、廃棄済み及び登載漏れと考えられる固定資産が多数ある状況であった。

固定資産の現況を十分に調査の上、適正な管理を行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、院内の実地調査を行い、除却漏れが確認できた資産及び廃棄したことが考えられる資産については、適正に除却手続を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(病院局川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)

5 未収金及び未払金の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第13条によると、地方公営企業の現金の収支を伴う収入及び支出のうち、その債権又は債務の確定の際直ちに現金の収納又は支払をしないものについては、未収又は未払として計理しなければならないとされている。

病院局における未収金及び未払金（以下「未収金等」という。）の管理についてみたところ、計上漏れとなっていた事例及び誤って計上したままとなっていた事例があった。

未収金等の残高について定期的に検証を行い、管理を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項の計上漏れ及び誤計上の事例については、適正に処理を行いました。

今後は、定期的に検証を行い、適正な未収金等の管理に努めます。

（病院局総務部庶務課、経営企画室、川崎病院事務局庶務課、同医事課、井田病院事務局医事課）

指摘事項については、電気量の測定を行っていなかったため、平成28年度の電気量を基に計算し、平成29年4月を目途に請求を行います。

今後は、適正な未収金等の管理に努めます。

（井田病院事務局庶務課）

6 その他改善を要するもの

（1） 収納事務委託の告示等を行うべきもの

[指摘の要旨]

収納事務を私人へ委託したことについて、告示等の手続を行っていなかった

事例

[措置内容]

指摘事項については、告示の手続を行いました。

今後は、適正な手続に努めます。

(病院局経営企画室、川崎病院事務局庶務課、同医事課、井田病院事務局医事課)

(2) 請書の作成を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

請書の作成を省略できない、あらかじめ購入できるペットボトル入り飲料を購入する際、請書を作成していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正に請書を作成することとしました。

今後は、適正な事務処理に努めます。

(まちづくり局総務部まちづくり調整課)

(3) 災害賄費の支出方法を検討すべきもの

[指摘の要旨]

火災等の現場に従事する際に給付される災害賄費について、職員が一時的に立替えて支払っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、運用方法について検討し、「災害賄費」を「災害支援物資」として改めて運用することにより、立替えることのない適正な体制を整えとともに、通知により、適正な運用に努めるよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な支出に努めます。

(消防局警防部警防課)

(4) 委託契約に係る契約書を適切に作成すべきもの

[指摘の要旨]

委託契約書に業務内容の記載がなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、関係機関と再度業務内容を確認し、平成28年度の契約締結に当たっては、契約書に具体的な業務内容を明記しました。

今後は、適正な契約書の作成に努めます。

(消防局警防部救急課)

(5) 時間外勤務手当の支給事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

勤務時間の誤入力により時間外勤務手当の支給額に誤りがあった事例

[措置内容]

指摘事項については、人事給与システムから支給額を修正し、当該職員から局に対し、当該手当に係る戻入額を入金させました。

また、通知により申請の入力方法及び決裁時の確認について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な労務管理に努めます。

(交通局企画管理部庶務課)

(6) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 重要物品の廃棄について会計管理者に報告していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、速やかに会計管理者に報告を行いました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(環境局生活環境部減量推進課、環境総合研究所地域環境・公害監視課)

[指摘の要旨]

イ 物品不用処分の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、不用処分手続を行いました。

今後は、適正な物品管理に努めます。

(環境局環境対策部大気環境課、同水質環境課、生活環境部減量推進課、同廃棄物指導課、同川崎生活環境事業所、施設部処理計画課、同施設整備課、同浮島処理センター、同堤根処理センター、同王禅寺処理センター、環境総合研究所都市環境課、同地域環境・公害監視課、会計室審査課、同出納課、消防局中原消防署、多摩消防署)

[指摘の要旨]

ウ 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、共通物品ではないことを確認し、廃棄処理を行いました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(環境局宮前生活環境事業所)

[指摘の要旨]

エ 備品登録手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、平成28年度中に手続を完了するよう取り組んでいます。

今後は、適正な備品登録手続に努めます。

(交通局自動車部運輸課)

[指摘の要旨]

オ 保管換えの手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、速やかに保管換えの手続を行いました。

今後は、適正な保管換えの手続に努めます。

(環境局生活環境部減量推進課)

指摘事項につきましては、平成28年度中に手続を完了できるよう、取り組んでいます。

今後は、適正な保管換えの手続に努めます。

(交通局自動車部管理課)

[指摘の要旨]

カ 備品使用票を貼付していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正に貼付し、担当者が確認を行いました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(消防局警防部指令課、多摩消防署)

[指摘の要旨]

キ 使用者及び使用区分の決定の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正に決定の手続を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(環境局生活環境部南部生活環境事業所、施設部施設整備課、同浮島処理センター、環境総合研究所環境リスク調査課、消防局警防部航空隊、予防部危険物課)

[指摘の要旨]

ク 使用者変更の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、速やかに適正な使用者に変更する手続を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(環境局地球環境推進室、生活環境部廃棄物指導課、同廃棄物政策担当、消防局総務部庶務課、警防部警防課、同指令課、高津消防署)

[指摘の要旨]

ケ 毎事業年度 1 回以上行わなければならない備品の検査をしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、平成 28 年度中に検査を完了するよう、取り組んでいます。

今後は、適正な備品の検査に努めます。

(交通局企画管理部経理課)

[指摘の要旨]

コ 備品整理簿を整備していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、平成 28 年度中に完了できるよう、取り組んでいます。

今後は、適正な備品整理簿の整備に努めます。

(交通局自動車部管理課)

(7) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 印紙、切手又はその他消耗品について、物品交付請求手続を行っていないかったことなどにより、出納簿における残数と現存数が一致しなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正に物品交付手続や照合の作業を行うとともに、適正な消耗品の管理について課内会議等により関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品管理に努めます。

(環境局総務部庶務課、環境対策部大気環境課、生活環境部減量推進課、同廃棄物指導課、施設部堤根処理センター、消防局警防部警防課、同救急課、同航空隊、予防部予防課)

[指摘の要旨]

イ 消耗品の一部について、総合財務会計システムによる管理をしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正にシステムによる管理を行うこととしました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(消防局予防部予防課)

(8) 公有財産の管理を適切に行うべきもの

ア 使用許可手続を行うべきもの

[指摘の要旨]

(ア) 蟹ヶ谷槍ヶ崎市営住宅及び高山市営住宅敷地内における自治会設置の防災倉庫用地に係る使用許可手続が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、使用許可申請を受け、許可を行いました。

今後は、適正な使用許可手続に努めます。

(まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課)

[指摘の要旨]

(イ) 市バス営業所敷地内の職員用自転車置場に係る使用許可手続が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、使用許可手続を行いました。

今後は、適正な使用に努めます。

(交通局企画管理部経理課、自動車部塩浜営業所、同井田営業所、同鷲ヶ峰営業所)

[指摘の要旨]

- (ウ) 川崎市立川崎病院敷地内の照明付バス停留所標識及びベンチ設置に係る使用許可手続が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、使用許可手続を行いました。

今後は、適正な公有財産管理及び使用許可手続に努めます。

(交通局企画管理部経理課、自動車部管理課、病院局川崎病院事務局庶務課)

[指摘の要旨]

- (エ) 川崎市立井田病院敷地内のバス折返所に係る使用許可手続が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、速やかに使用許可手続を行いました。

今後は、適正な公有財産管理及び使用許可手続に努めます。

(交通局企画管理部経理課、自動車部運輸課、病院局井田病院事務局庶務課)

イ 使用承認手続を行うべきもの

[指摘の要旨]

中野島多摩川市営住宅敷地内のバス折返所に係る使用承認手続が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、速やかに使用承認手続を行いました。

今後は、適正な公有財産管理及び使用承認手続に努めます。

(まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課、交通局企画管理部経理課、自動車部運輸課)

ウ 道路占用許可手続を行うべきもの

[指摘の要旨]

生田駅周辺自転車等駐車場内における乗務員用屋外トイレの設置に係る道路占用許可手続が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、速やかに許可申請をし、許可を受けました。

今後は、適正な手続に努めます。

(交通局企画管理部経理課、自動車部運輸課)

エ 使用状況を整理すべきもの

[指摘の要旨]

菅生市営住宅の入居者用自転車等駐車場の一部を、交通局が無償で使用していた事例

[措置内容]

指摘事項については、調整の上、今後は使用をしないこととしました。

今後は、適正な使用及び管理に努めます。

(まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課、交通局企画管理部経理課、自動車部管理課)

(9) 固定資産の除却手続を行うべきもの

[指摘の要旨]

固定資産の除却手続を行っていないことにより、当該資産を固定資産台

帳に登載していた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、適正に除却手続を行いました。

今後は、適正な除却手続に努めます。

(交通局自動車部管理課)

(10) たな卸資産の廃棄に係る会計処理を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

使用期限切れとなり廃棄した薬品、診療材料等のたな卸資産について、使用したものと同様に材料費として会計処理を行っており、たな卸資産減耗費へ計上していなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、たな卸資産減耗費へ計上しました。

今後は、適正な会計処理に努めます。

(病院局川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)

(11) 会計職員の任命又は解任手続を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

ア 金銭出納員、物品出納員又は物品受入検査員の任命又は解任手続が完了していなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、適正な任命及び解任手続を行いました。

今後は、適正な手続に努めます。

(環境局総務部環境調整課、地球環境推進室、環境評価室、生活環境部廃棄物政策担当、施設部浮島処理センター、環境総合研究所地域環境・公害監視課、消防局警防部警防課、多摩消防署、麻生消防署)

〔指摘の要旨〕

イ 金銭取扱員を任命していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正に任命の手続を行いました。

今後は、適正な任命事務に努めます。

(消防局総務部人事課)

[指摘の要旨]

ウ 任命すべき職員以外の者を金銭出納員に任命していた事例

[措置内容]

指摘事項については、該当する職員の解任手続を行いました。

今後は、適正な任命事務に努めます。

(消防局予防部査察課)

[指摘の要旨]

エ 任命すべき職員以外の者を物品出納員に任命していた事例

[措置内容]

指摘事項については、該当する職員の解任手続を行いました。

今後は、適正な任命事務に努めます。

(消防局麻生消防署)

平成 28 年 9 月 30 日

川崎市監査委員	村	田	恭	輔	様
同	植	村	京	子	様
同	坂	本		茂	様
同	織	田	勝	久	様

川崎市選挙管理委員会委員長 小 竹 光 洋

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 28 年 3 月 25 日付け 28 川監報第 4 号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成 27 年度定期監査結果に対する措置状況

1 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市予算及び決算規則（平成 7 年規則第 10 号）第 23 条第 1 項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第 25 条によると支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

また、相当長期間（6 か月以上）にわたり予算執行伺を作成していなかった

事例については、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

〔措置の内容〕

川崎市予算及び決算規則を遵守し、歳出予算を執行する際にはあらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けるよう局内の職員に周知徹底をいたしました。

さらに、相当長期間の遡り起案が発生した事例であり、また、毎年執行が予定されている経費のため、今後についても人事異動等で担当者が替わった場合に再発することがないように、今回の指摘内容を確実に引き継いでまいります。

（選挙管理委員会事務局選挙部選挙課）

28川監第348号

平成28年9月29日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 植村 京子 様

同 坂本 茂 様

同 織田 勝久 様

川崎市代表監査委員 村田 恭輔

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年3月25日付け28川監報第4号で提出のありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成27年度定期監査結果に対する措置状況

1 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

保管する備品について、使用者及び使用区分の決定の手続きを行っていなかった事例及び保管換えの手続きを行っていなかった事例

[措置の内容]

指摘のありました備品の管理については、備品の使用者及び使用区分の決定並びに保管換処理を適正に行いました。今後は、川崎市物品会計規則第64条の規定による検査をより徹底し、適正な備品管理に努めていきます。

(監査事務局行政監査課)

平成28年 8月15日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様
同 植村 京子 様
同 坂本 茂 様
同 織田 勝久 様

川崎市人事委員会委員長 秦野 純一

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年3月25日付け28川監報第4号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成27年度定期監査結果に対する措置状況

1 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第25条によると支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

〔措置の内容〕

指摘内容については、法令に基づき、事務手続に誤りがないよう注意を払うとともに、手続を適正に行うよう担当職員に周知徹底しました。

今後は、適正な管理に努めます。

（人事委員会事務局任用課）